主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池辺甚一郎の上告趣意は憲法違反をいうけれども、その実質は、事実誤認、 単なる訴訟法違反、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告 理由に当らない。(憲法三七条二項が、申請にかかるすべての証人を取調ねばなら ないことを裁判所に命じた規定でないことは、当裁判所屡次の判例である。)また 記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	=	ŔΒ